

や留学生、専門的な知識・技術を持つ高度外国人材の

0.5
%0
-0.5
-1.0
2

と、この1月去の2月まで、

を前年度から0・1%引き
下げると発表した。年金額
来3年ぶり。6月に支給す

月末

一

働きやすい環境を実現しよう
とコミュニケーション不足の

を返社させるよう呼び掛け
る。

地域の力で 介護支援よう

「要支援」の人向けのサービスの一部を、介護保険による全国一律の運営から自治体の「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行する作業が大詰めを迎えている。4月までには全市区町村で事業が始まる予定で、先行実施する自治体では、介護の担い手が広がるなどの成果が出ている。その一つの東京都武蔵野市を訪ねた。

本格化する総合事業



武蔵野市独自の認定ヘルパーとして家事援助を行う井口さん

自治体が住民ヘルパー育成

「要支援」の人に家事援助

東京・武蔵野市

「利用者に喜んでもらえるように、うれしいですね」

武蔵野市内に住む80歳のAさん宅で、居間や寝室、台所を手際よく掃除するのは井口満里子さんだ。

井口さんは同市独自の認定ヘルパーとしてこの冬から、腰痛で家の片付けなどが難しいAさんを訪問し、家事援助を行っている。丁寧に床を拭く井口さんに、Aさんは「とても助か

っています」と感謝していた。

認定ヘルパーは、市が総合事業による訪問介護のために独自に設けた資格だ。市が開く3日間の研修を受

講し、専門知識を身に付けた人が認定される。認定ヘルパーによる家事援助の1回当たりの費用は2200円で、そのうち本人負担は1〜2割。現在、77人の認定ヘルパーがサービスを提

認で、介護専門職は介護度の重い人へのケアに専念しやすくなる」と、その狙いを説明する。

また、認定ヘルパーは、将来の介護人材の確保につながることも期待されている。

実際、認定ヘルパーの岡崎千加子さんは、仕事を通して介護資格に興味を持ち、勉強を開始。昨年12月

供でできる態勢が整っている。

背景には、介護福祉士といった専門資格がなくても提供できる家事援助サービスの需要が大きいことがある。市が制度導入前に訪問介護の内容を分析したところ、掃除(72%)や買い物(15%)、調理(6%)などの家事援助が9割以上を占めており、専門の介護職でなくても可能な内容が大半を占めていた。

同市健康福祉部の笹井肇部長は「高齢化の進展で介護人材の不足が懸念されている。要介護度の軽い人を

に介護職員初任者研修の資格を取得した。岡崎さんは「人のために役に立ちたい」と始めた認定ヘルパーの貴重な経験が役立ちました」と話す。

笹井部長は「意欲のある地域住民の方に認定ヘルパーになってもらうことで、介護人材の裾野が広がる可能性がある。住民による支え合いを、さらに進めていきたい」と語る。

見守り、移動支援など 多様なサービス可能に

2015年4月に施行された改正介護保険法に基づき、総合事業へ移行した自治体は、要支援の人向けの訪問介護と通所介護サービスについて、従来の全国一律の基準による運営から、

各市区町村の裁量が認められた事業が行えるようになる。武蔵野市の認定ヘルパー制度のように、訪問介護の基準を緩和して、専門の介護資格がない人にも担い手

が総合事業に移行することになっており、地域の住民やボランティア、NPO法人などの力を活用したサービスを提供する姿勢が自治体に求められている。

今年4月には全市区町村が総合事業に移行することになっており、地域の住民やボランティア、NPO法人などの力を活用したサービスを提供する姿勢が自治体に求められている。

総合事業による自治体の主な取り組み例

千葉県 流山市	生活協同組合などが訪問型サービスを行う
神奈川県 神奈川 平塚市	住民ボランティア組織「町内福祉村」が生活支援や通いの場を提供
神奈川県 秦野市	住民ボランティアが主体となり通所サービスを実施。移動支援として送迎にかかる間接経費も補助
山梨県 北杜市	弁当業者が配食の際、高齢者の見守りを実施。高齢者の通いの場となる「ふれあい広場」も用意



を広げる取り組みは、その一例だ。このほか、既存の介護事業所以外のNPO法人や住民ボランティア、企業などが事業の担い手となり、通所サービスや移動支援、見守り支援などを行うケースもある【表参照】。

従来の制度ではできなかったきめ細かな多様なサービスが行える利点は大き

党地域共生社会推進本部長
榊屋 敬悟 衆院議員

円滑な移行が欠かせません。

公明党の約3000

人の議員のネットワークを駆使し、参事になる自治体の事業の啓発などで、住民にとって

公明、円滑実施へ全力

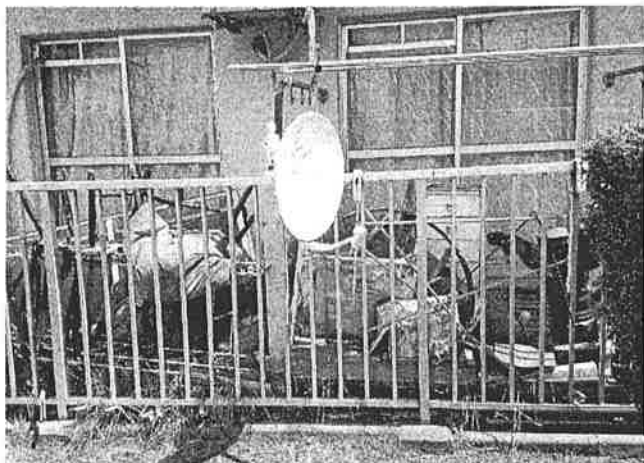
全市区町村が総合事業へ移行する4月まで、あと2カ月余りに迫りました。先行して多様なサービスを提供している自治体もある一方、地域の協力を引き出す体制づくりに

総合事業は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の一角を担う制度であり、

質・量とも納められるサービスの提供ができるよう、底上げをめざしていく決意です。

公営住宅の 死亡後の家財放置で自治体に通知
単身入居者

速やかな移動、処分 促す



家財道具がベランダに放置された東大阪市内の府営住宅 (2015年の夏ごろ)。その後、山下府議の尽力で昨年撤去された

国土交通省は1月25日、全国の都道府県の公営住宅担当者に対し、「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」と題する通知を発信した。これは各地で起きている入居者の死亡後に、家財道具などが長期間

放火や環境悪化を防ぐ

国交省が取り扱いを明文化

内閣府の高齢社会白書に 今回の通知は、こうしたよると、2014年の65歳以上の単独世帯数は595万世帯で、91万世帯だった1980年の実に6・5倍に達したという。

特に相続人がなかなか特定できない場合に、公営住宅に残置された家財などについて、財産権を侵害しないように留意し、公営住宅法や民法の規定に則った上で、残置物の確認、移動、保管などを行うよう明示したことが大きい。

通知には同省が昨年8月、全国の公営住宅を有する1676自治体を対象に行った「残置物の取扱いに関する調査結果」を添付。回答の中で家財処理の先進的な事例については、参考として紹介している。

東大阪の事例がきっかけ

事態が動いたきっかけは15年7月ごろ、山下府議が大府東大阪市内にある府営住宅の住民Aさんから、

放置される問題について、自治体による残置物の速やかな移動、保管、処分を促すため、取り扱いを明文化したもので、自治体関係者から歓迎されている。通知は、公明党の山下浩昭大阪府議と山本香苗参院議員の連携プレーで実現した。

「階下の1階に住んでいた単身入居者が亡くなった後、長い間、家財道具が部屋とベランダに放置されたままに困っている。もしベランダに放火でもされたら、上の住民は避難できないかもしれない」と、切実な相談を受けたことだ。

住民が最も不安視したのは、1階のベランダに放置された木製の収納ケースやビニールシート、日用雑貨などの家財道具。Aさんによると、野良猫がベランダで出産したり、ゴミブリが多く発生するなど、衛生上も問題が。さらに植え込みとベランダの間のスペースが近所の中高生らのたまり場になり、隠れてたばこを吸う姿も目撃されていた。

昨年3月議会の一般質問でも取り上げ、府側から計190戸の府営住宅が同様の状態になっていて、家賃収入も滞っているとの答弁を引き出した。また、府側は相続人の特定が進まず家財道具などが整理できない状況を打破するため、課題を共有する自治体と共に、国に対し法制上の整備を求めることも明らかにした。

東大阪市の府営住宅の入居者死亡から約3年。山下府議らの粘り強い訴えが府の動きを後押しし、昨年6月に相続人の特定、了解取り付けが進み、トラック6台分の家財道具が撤去され、住民に感謝された。

くさんいるのに新たな入居者が入れない。それだけでなく、長期にわたって家賃も未収になっている」と指摘。国交省として、ぜひ前向きに対応していただきたいと迫った。

本紙報道を通じ公明府議と山本さんが連携

続いて6月28日には、大阪府と和歌山県が共同し、石井啓一国土交通相(公明党)宛てに「公営住宅の単身入居者死亡に係る住宅返還に関する要望」を提出。これを受け国交省は8月、一人暮らしの入居者の死亡後に、公営住宅に残された家財道具などをどう処理しているのかについて、全国の自治体を対象にアンケート調査を開始した。

こうした事実を報道した本紙9月2日付7面記事を見た山本参院議員は、山下府議や関係者から関連情報

阪市の事例を紹介しながら、大阪府内だけでも約190戸の府営住宅が単身入居者の死亡後に家財などが放置されたままになっているとし、「入りたい人がた

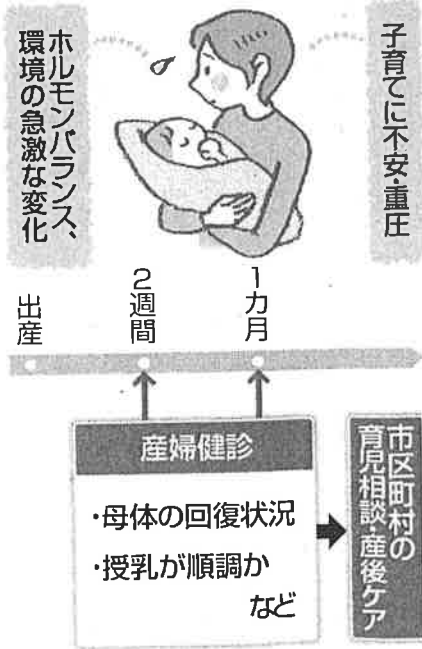
今年3月議会の一般質問でも取り上げ、府側から計190戸の府営住宅が同様の状態になっていて、家賃収入も滞っているとの答弁を引き出した。また、府側は相続人の特定が進まず家財道具などが整理できない状況を打破するため、課題を共有する自治体と共に、国に対し法制上の整備を求めることも明らかにした。

子育て支援 切れ目なく

母子の健康と子どもの健やかな成長をめざし、公明党が進めてきた妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援について、厚生労働省は2017年度から新たな事業を実施する。産後うつ予防などの観点から出産後間もない産婦の健診費用を助成するほか、先天性の聴覚障がい^{きこえ}の早期発見に向けて新生児聴覚検査の推進体制を整備する。いずれも17年度予算案に必要経費が盛り込まれた。

公明の主張反映

産後うつ予防の健診イメージ



新たな助成事業は「産後ケア」
出産後の母親が育児への不安や重症などによって精神的に不安定になる産後うつは、新生児への虐待を招く恐れもある。こうした事態を防ぐには産後2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して適切な対応を行うことが重要とされる。

事業を行う市区町村が対象で、健診1回当たり5000円を上限に2回分まで助成する。助成にかかる費用は、助成事業を導入する市区町村と国が半分ずつ負担する。
産後ケアは、助産師ら専門家による母体・乳児のケアや育児相談・指導などが受けられるサービス。施設への宿泊や口帰り利用、自宅訪問型などの形態が

産後うつ、虐待を予防 17年度の 新規事業 母親の健診費用に助成

新生児聴覚検査も推進

このため厚生労働省は、今回の事業を通して都道府県が市区町村の取り組みを支援すること、域内全体の底上げにつなげたいと考えた。
公明党はこれまで、国会質問などで産後うつ対策の強化を粘り強く主張。新生児聴覚検査の体制整備についても、山本香苗参院議員が地方議員の声を受け、予算案への計上を推進した。

ある。16年度は全国1741市区町村のうち180ほどの自治体が実施。17年度予算案では、これを240自治体へと広げるための予算が計上されている。
一方、新生児聴覚検査の推進体制整備では、都道府県が同検査について、関係機関による協議会を設けたり、研修会の実施や普及啓発に取り組んだ場合、国が経費の半分を負担する。
新生児の聴覚障がいは1000人に1〜2人の割合でいるとされるが、早期発見と適切な支援により影響を最小限に抑えることができる。しかし、検査の実施主体である市区町村のうち、検査結果を把握できているのは15年度で68・8%、初回検査の公費負担を実施しているのは6・8%にすぎず、地域間格差の解消が喫緊の課題となっている。

明日を
ICT(情報通信技術)で
医療サービスを変える
5面